最終更新日：2018年6月28日

中越パルプ工業株式会社
代表取締役社長 加藤　明美
問合せ先：常務取締役経営管理本部長　大島　忠司
証券コード：3877
http://www.chuetsu-pulp.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、コーポレートガバナンスを有効に機能させることが、グループ経営の的確かつ迅速な意思決定の根幹であるとの認識のもと、コーポレートガバナンス・コードの精神を尊重し、その遵守に向けた取り組みを合理的な範囲で進めていくことを基本方針とし、株主をはじめとするステークホルダーへの貢献に資するとともに、カバナンスの向上と、透明性の高い経営体制を構築することで、当社グループの企業価値の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

［補充原則1-2-4］「議決権行使の電子化」
当社は、現在海外機関投資家比率が比較的低いことから、コスト等を勘案し、議決権行使の電子化や招集通知の英訳を行っておりません。
ただし今後、海外機関投資家の比率が相当と判断される割合に達した際には、導入について前向きに検討を行ってまいります。

［原則3-1］「役員報酬の決定の方針・係る情報開示の充実」
取締役の報酬については株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、考課等を総合的に勘案し、代表取締役が内規に定めている一定の基準に従い決定しております。
監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会において適正な報酬額について協議して決定しております。

［補充原則3-1-2］「英語での情報の開示・提供」
現時点において、海外機関投資家の比率が比較的低いことから、またコスト等を総合的に勘案し、英語での情報開示は実施しておりません。
今後海外機関投資家の比率が相当であると判断する場合には、英語での情報提供について検討を行ってまいります。

［補充原則4-8-2］「筆頭独立社外取締役の決定」
当社は、筆頭独立社外取締役を選任しておりませんが、監査等委員の中から常任監査等委員（常勤）を選任して経営陣や監査等委員、監査等委員会における情報交換や認識の共有を図る体制を整えています。

［補充原則4-10-1］「独立社外取締役を主要構成員とする任意の諮問委員会の設置」
報酬については株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、考課等を総合的に勘案し、代表取締役が、内規に定める一定の基準に従い決定しております。
指名についてはその人物の専門性、適正性などを総合的に判断し、適任者を候補者として指名し、監査等委員である独立社外取締役を含む取締役会において審議・決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

［原則1-4］「いわゆる政策保有株式」
当社は、取引先との取引関係の維持・強化を図ることを目的として取引先の株式を政策保有株式として保有しております。
また主要な政策保有株式については、保有する上での効果等について検証を行い定期的に取締役会で報告しております。
議決権の行使につきましては、議案の内容が株主価値の向上に資するものであるかを総合的に勘案したうえで適正に行使してまいります。

［原則1-7］「関連当事者間の取引」
当社は、関連当事者（取締役や主要株主等）との取引を行う場合、また取締役および執行役員の競業取引および利益相反取引については、あらかじめ取締役会において決議いたします。

［原則3-1］「情報開示の充実」
当社は、法令に基づく情報開示に加え以下の事項について開示し情報発信を行っております。
⑴ 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念、中長期戦略等の経営ビジョンについて当社ウェブサイトに掲載しております。
⑵ 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「1．1．基本的な考え方」をご参照ください。
⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬については株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、考課等を総合的に勘案し、代表取締役が内規に定めている一定の基準に従い決定しております。
監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会において適正な報酬額について協議して決定しております。
⑷ 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役の選任にあたっては、専門性、適正性などを総合的に判断し、適任者を取締役候補者として、また監査等委員である取締役については当社の経営に対して、独立かつ客観的な立場から監督かつ指導いただける人材を候補者として取締役会で決議しております。
⑸ 取締役会が上記⑷を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての 説明
取締役候補者を選任する理由については株主総会招集通知に記載しております。

［補充原則4-1-1］「取締役会が経営陣に委任する範囲」

取締役会の経営に対する客観性を高めるため、取締役、執行役員への権限委譲について取締役会の決議をもって実施することを取締役会規程に定めており、適切に運用しております。

【原則4-8】「独立社外取締役の有効な活用」
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にとって社外取締役の活用が有効であるという認識のもと、その資質を備えた独立社外取締役2名を選任しております。

【原則4-9】「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」
独立社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて選定を行っております。

【補充原則4-11-1】「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」
当社は、取締役会の迅速かつ適切な経営に資するため、適正員数での運営を基本に現在の体制を構築するとともに取締役会全体の多様性、専門性の確保に十分配慮した人選を行っております。

【補充原則4-11-2】「取締役の他の上場会社の役員の兼任状況」
当社は、取締役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会において決議する旨を社内規定に定めております。
また取締役の兼任状況については事業報告作成時に全役員に調査を行い、重要な兼職がある場合には事業報告等に開示いたします。

【補充原則4-11-3】「取締役会の実効性評価の結果の概要」
当社は、取締役の業務執行に対する監督責任、取締役自身の経営に対する独立性、取締役会における議論の充実、業務執行における情報発信と情報共有、業務執行におけるリスク評価と是正への対応などの観点に基づき取締役会の有効性の評価分析を行っております。
評価の結果、取締役会は適正に運営されており、実効性を確保していると判断しております。
なお、評価の概要につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-14-2】「取締役に対するトレーニングの方針」
取締役に対しては、就任時の社外講習をはじめ、経営の監督、業務執行など、取締役としての役割を十分に果たすために必要な技能・知識・情報を取得する機会を必要に応じて、会社の費用負担にて提供することを基本としています。

【原則5-1】「株主との建設的な対話に関する方針」
株主との対話に関しては、当社の経営戦略や事業環境等についてより理解を深めていただくことを基本に次に掲げる体制等を構築しております。
⑴ 当社のIR活動は代表取締役をトップとして、経営管理本部が中心となり活動を行っております。
⑵ 投資家・株主との実際の対話については経営管理本部がIR担当部門として、他部署との連携をとり、適切な情報提供を行うよう努めております。
⑶ 年2回決算説明会を開催し、投資家等への説明を行っております。
説明会には代表取締役、IR担当取締役も出席し、的確な質疑応答に努めております。
⑷ 対話において把握された意見・懸念等については、常務会等の場において適宜報告することで経営陣全体の情報共有を図ってまいります。
⑸ 役職員はインサイダー情報の取り扱いに留意し株主との対話を行っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
王子ホールディングス株式会社	2,753,914	20.62
日本紙パルプ商事株式会社	710,675	5.32
株式会社北陸銀行	573,552	4.29
新生紙パルプ商事株式会社	564,800	4.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	534,900	4.00
国際紙パルプ商事株式会社	534,100	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	414,100	3.10
株式会社みずほ銀行	401,313	3.00
農林中央金庫	401,312	3.00
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	263,700	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

該当する記載事項はありません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する記載事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉島　光一	公認会計士											
山口　敏彦	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉島　光一	○	○	当社独立役員に指定しております。	杉島光一氏は、公認会計士として長年に亘り会計監査業務に留まらず、事業再編、内部統制構築等に関するアドバイザリー業務といった様々な活動を行っております。 また財務および会計等の専門的な経験と知見を活かし、当社の経営に対し客観的・中立的な立場で監査と助言をいただけると判断しております。 また同氏につきましては、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

山口　敏彦	○	○	当社独立役員に指定しております。	山口敏彦氏は、弁護士として法律に関して高度で幅広い知見を有しており、豊富な実務経験から当社の経営に対して客観的･中立的な立場で監査と助言をいただけると判断しております。 また同氏につきましては、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性と監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保の観点を含め協議する。
監査等委員会は、果たすべき監査業務を遂行する体制が保障されており、監査等委員会運営に関する事務など監査等委員会を補助する業務については、監査等委員会規程において定める担当部門がこれに当たるため、現在専属の使用人は配置していない。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

外部会計監査人と事前協議を行い、適正な監査スケジュールの策定と十分な監査時間を確保しております。
外部会計監査人と経営陣との面談等については必要に応じて実施できる体制を確保しております。
会計監査や四半期レビューの報告等を通じて外部会計監査人と監査等委員会の連携を確保してまいります。
外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備･問題点を指摘した場合は代表取締役の指示で、当該取締役が調査、是正等の対応を行い、その結果を適宜報告する体制としています。
また監査等委員会は常任監査等委員（常勤）が中心となり内部監査室と連携し調査を行い、是正等について要請する体制を整えてまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社取締役の報酬は、事業規模、業績、職務内容等を総合的に勘案して決定しております。ストックオプション、業績連動型報酬等の導入は業績向上のインセンティブとなる部分があると考えられておりますが、現在のような変化の激しい経営環境の下では必ずしも有効に機能することは保証されないと考え現時点では実施しておりません。
報酬体系については、業績向上となるインセンティブ部分も加味することが一般論として妥当である点については異論のないところであり今後とも諸般の事情を考慮し、検討を重ねて参ります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年度に支払った当社の取締役に対する報酬は次のとおりであります。
取締役(監査等委員である取締役を除く) ： 対象人員数7名、報酬総額177百万円
監査等委員である取締役(うち社外取締役) ： 対象人員数3名(2名)、報酬総額 35百万円(13百万円)
合計 ： 対象人員数10名、報酬総額212百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、考課等を総合的に勘案し、代表取締役が内規に定めている一定の基準に従い決定しております。
監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会において適正な報酬額について協議して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は内部統制構築のための基本方針として「監査等委員会は、取締役、使用人等に対して業務および財産に関する必要な情報の提出、説明の要請を行うことができ、取締役および使用人等は、その権限の行使を妨げることはできない。」と定めており、社外取締役に対しても適宜情報を提供できる体制を整えております。また、取締役会、監査等委員会の招集連絡等につきましては、総務担当部門より行っており、その他会議の資料等についても各担当部門より適宜提供しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は執行役員制度を導入することによって、取締役会が経営の意思決定と監督機能を担い、執行役員が取締役会からの権限委譲を受けて業務を執行する体制をとっております。
その体制を実現するため、取締役会のほか、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員をメンバーとする執行役員会をそれぞれ月1回開催し、臨時取締役会については必要に応じて随時開催しております。また、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員をメンバーとする常務会を毎週開催し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。これらの各会議における審議および報告等の内容等は月1回開催している監査等委員会において随時報告され、取締役および執行役員の職務執行を充分監査できる体制となっております。
取締役の選任にあたっては、専門性、適正性などを総合的に判断し、適任者を取締役候補者として、また監査等委員である取締役については当社の経営に対して、独立かつ客観的な立場から監督かつ指導いただける人材を候補者として取締役会で決議しております。
取締役の報酬については株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、考課等を総合的に勘案し、代表取締役が内規に定めている一定の基準に従い決定しております。
監査等委員会はその責務として取締役の報酬、選任について協議し、株主総会において適宜意見陳述を行います。
監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会において適正な報酬額について協議して決定しております。
また、内部監査室等の専任機関及び原則半年に1回(必要であれば随時)開催する内部統制委員会を通じて、全社的な業務遂行体制の点検結果を経営陣に報告するなど、リスクマネジメント体制の充実に努めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性ならびに客観性の確保を図るため、独立社外取締役2名を設置しております。また、当該取締役が構成員の過半数を占める監査等委員会を設置することで、取締役会の監督機能のより一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図っております。
加えて、内部監査部門の充実、内部監査部門・会計監査人との間の連携、内部統制委員会・安全衛生委員会等の各種委員会の設置等により、多面的な内部統制システムの構築に取り組んでおります。こうした取り組みにより、監査等委員である取締役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図っておりますので、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	毎年株主総会開催の約3週間前に招集通知を発送しております。
その他	株主総会招集通知および株主総会における議決権行使結果を当社ホームページ上に掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後および年度決算発表後の年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に決算情報およびニュースリリースを掲載しております。 ホームページアドレスはhttp://www.chuetsu-pulp.co.jp/ir/index.html	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社における環境保全の取り組みを広く皆様に御理解して頂きたく「社会環境報告書」の作成・配布をはじめとして、木材原料の調達方針、環境に関する基本方針および環境マネジメントシステムの運用状況を当社ホームページ上にて公表しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業価値の発展のため内部統制システムの構築に真摯に取り組み、その構築へ向けた不断の努力によって倫理観を持った透明なコーポレートガバナンス（企業統治）の実現が図られるものと考えている。
ここに、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図るものとする。

1．当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 代表取締役社長は、取締役および使用人の職務の適法性を確保するため、行動指針として「経営理念」および「中越パルプ工業グループ企業行動憲章」を定め、全役職員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを繰り返し各役職員に伝え、全取締役は、社内のあらゆる会議において自由な意見の交換と徹底した議論、実質的な論議を深めることを実践する。
2. 内部監査室は、当社グループ全体の運営状況について、監査する権限を持ち、独立した立場で客観的にリスク評価と業務プロセスの有効性の判断を行い、継続して内部統制システムの構築とコンプライアンスの推進を指導する。
3. 社内および社外に「内部通報窓口」を設置するとともに、「目安箱」を設置するなど、法令遵守はもとより、品質、安全、環境、人権、倫理といった様々な視点から当社グループのコーポレートガバナンスの確立を目指した体制を整える。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として屈しない態度を貫くことを宣言し、平素から警察等の外部専門機関と連携を取りながら毅然とした対応を行う。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る文書ならびに情報等については、文書取扱規程に従い書面または電磁的記録媒体に記録し適切に保存および管理する。
2. 取締役は、取締役の職務の執行に係る文書ならびに情報等について、必要に応じて閲覧することができる。
3. 情報管理の複雑化に対応するセキュリティー管理体制の構築を図るため、情報システムに関する規程を定め運用・管理する。

3．当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 内部統制委員会規程に基づき代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、業務遂行上起こりうるあらゆるリスクの監視、発見にあたる。
2. あらゆるリスクを未然に防ぐ態勢を強化するとともに、リスク発生時に迅速かつ適切な対応ができる管理体制の確立を図る。
3. 監査等委員会は、必要に応じ会計監査人または他の取締役若しくはその他の者から報告を受けることとしており、以下のような特別な事項に関する報告があった場合は、監査等委員会において必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。
   a. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実
   b. 取締役の職務遂行に関する不正行為
   c. 取締役の法令、定款に違反する重大な事実

4．当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役と執行役員体制をもって意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、経営の客観性を高めるために独立社外取締役を2名以上置き、幅ひろい見識と先見力で経営の監視を受ける。
2. 重要な経営判断が求められる事項については、取締役会規程および取締役会規程細則に定める意思決定ルールに従い、業務を遂行する。日常の職務遂行については、業務分掌規程に基づき、各部門の責任者がその権限の範囲内で意思決定を行う。
3. 取締役会は、当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、その結果を定期的に検証し、評価・改善を行い、業務の効率化を実現する。

5．当社および子会社からなる企業集団におけるその他業務の適正を確保するための体制

企業集団の頂点に立つ親会社の全取締役は、グループ全体の運営においてあらゆるステークホルダーに対し説明責任を負うことを認識している。
1. 経営管理担当取締役は、グループ事業に関する統括部門の責任者として、グループ企業の独立性を尊重しながら、常に業務プロセスに関する法令遵守体制やリスク管理を指導、モニタリングし、グループの各セグメントに対して横断的な管理を行う。
2. 当社取締役およびグループ各社の社長は、それぞれの業務執行にあたり、適正を確保するための体制を確立する権限と責任を有している。
3. 監査等委員会は、独自にまたは会計監査人と連携して当社グループのリスク管理、コンプライアンス、財務の適正に関する事項等について監査を行い、その結果を監査等委員会で報告、検証し、必要に応じて改善等の指導を行う。

6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびにその使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性と監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保の観点を含め協議する。
2. 監査等委員会は、果たすべき監査業務を遂行する体制が保障されており、監査等委員会運営に関する事務など監査等委員会を補助する業務については、監査等委員会規程において定める担当部門がこれに当たるため、現在専属の使用人は配置していない。

7．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会において、職務の執行状況等について随時報告を行い、監査等委員会は、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し随時その職務に関する報告を求める。

2. 監査等委員会は、取締役、使用人等に対して業務および財産に関する必要な情報の提出、説明の要請を行うことができ、取締役および使用人等は、その権限の行使を妨げることはできない。
3. 財務諸表の適正性については、ITを活用した検証が可能となっており、経営管理担当取締役を作成責任者として、取締役会の承認をもってその有効性を確保している。

８．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

1. 監査等委員会は、必要に応じて当社と子会社の監査を行い、トップマネジメントに対して指摘を行うことができる。
2. 専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、法令、定款、社内規則等の遵守および業務執行、経営の透明性の確保、適時開示、諸リスクに対する内部統制、資産の保全管理、子会社への指導、連結経営などの状況把握のため重要会議に出席している。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）との懇談、当社と子会社各部門への聴取と意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会い、および監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、内部監査室と連携を取りながら企業集団の適切な意思疎通と経営の効率的な監査業務の遂行を図っている。
4. 当社は、監査等委員会への報告を行った者が、これを理由に不利益な扱いを受けることのないよう内部通報規程により保護しており、その旨を当社および子会社の全役職員に周知徹底する。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に屈しない断固たる態度、また、政治、行政との健全で正常な関係を保ちます。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る体制

1．会社の経営姿勢
当社はコンプライアンスに徹し、紳士で誠実な企業活動を行うことを経営理念のひとつにあげております。当社の定めるグループ経営システムの運営によって、コーポレートガバナンス体制を有効に機能させ、適時･適切な情報開示の重要性を十分認識した上で、企業の社会的責任を果たし、公正で透明な経営を追求してまいります。

2．情報開示の基本
当社は会社法、金融商品取引法、その他法令ならびに証券取引所の適時開示規則を遵守しつつ、決定事実、発生事実、決算等に関する情報を投資者に向け適時･適切に開示してまいります。

3．情報開示に関する社内体制
当社は、取締役と執行役員によるガバナンス体制をもって意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、経営の客観性を高めるために社外取締役を2名置き、幅広い見識と先見力で経営の監視を受けております。
当社グループにおける適時開示に関する会社情報については、コンプライアンス、インサイダー取引、また開示に関する迅速性･要請事項を十分に認識し、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員をメンバーとする常務会に付議し、決議または報告を行う体制となっております。その後、担当取締役が情報取扱責任者となり、投資者等へ明瞭かつ十分な情報の提供であるか、また判断の公平性を留意しているかを踏まえた上で、適切な開示を行う体制となっております。さらに、重要な経営判断が求められる事項については、取締役会にて審議し、決議を行っております。

4．開示情報のチェック体制
当社は監査等委員制度を採用しております。監査等委員は取締役会に出席し、取締役の会社情報についての審議を十分監査できる体制となっております。そのほか、内部統制委員会による企業グループのリスクマネジメント･コントロールおよび内部監査室による内部統制監査を通してモニタリング機能の充実に努めております。
また、第三者の関与には会計監査人である監査法人より適宜、法令に基づく適正な監査が行われており、必要に応じて顧問弁護士等の専門家から法的な助言を受ける体制となっております。
上記に加え、当社は内部通報制度を導入し、グループ企業従業員だけでなく、ＯＢからも組織的または個人的な不正行為、法令違反行為、その他会社の経営に重大な影響をおよぼす恐れのある行為や情報に関する通報または相談を受け付け、コンプライアンス上の問題を早急に是正する体制を整えています。

【参考】コーポレート・ガバナンス体制の模式図

